

議案第43号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成20年厚生労働省告示第59号」を「平成22年厚生労働省告示第69号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。